

年金会計基準改革と年金運用への影響問題

今 福 愛 志

日本大学

I 年金会計の制度改革と企業年金

今回の統一論題「制度改革と会社財務の新動向」に関して、本稿では1998年6月に大蔵省企業会計審議会から発表された「退職給付に係る会計基準」を対象として、それが「年金基金運用」にどのような意味で、どんな影響をおよぼすのかについて明らかにする。

本稿では、統一論題の「制度改革」に関しては「年金会計基準の改革」として捉え、一方「会社財務の新動向」に関しては新会計基準の設定が「年金運用」のあり方におよぼす契機として位置づけて、その検討をつうじて「制度改革と財務」にかかわる新たな動向をめぐる一つの側面を探りたい。

いうまでもなく、「退職給付に係る会計基準」が年金運用に直接的にどのような影響をおよぼすかどうか、については議論をよぶ問題であろう。たしかに、会計基準は「財務の実態を忠実に表現するところに目的がある」のであって、表現の対象である財務それ自体に影響をおよぼしてはいないし、およぼすべきではないという見解がこれまで国内外で絶えず出されてきた。

しかし、「退職給付に係る会計基準」の設定が会社財務に直接的な影響をおよぼしていると推定される新たな動向がいくつか認められる。そ

れは、つぎのような側面にみられる。

- ① 「退職給付に係る会計基準」が2000年の4月以降に導入されることによって、新たに膨大な金額の積立不足が母体企業にオンバランスされる。この実態はすでにさまざまな情報の開示をつうじて、株価に反映されていると思われるが、母体企業は積立不足のさまざまな方策が検討されている。
- ② 積立不足を早期に償却（拠出）して、対処する。
- ③ 従来の年金制度である確定給付年金制度の他に確定拠出年金制度を設定して、年金制度に関するリスクを従業員に移転させる。これに関連して、退職一時金制度を廃止して、給与に組み込む「退職金の前払い制度」への変更がすでに実施にうつされている。
- ④ 確定給付年金制度と確定拠出年金制度のハイブリッド型年金制度の設定によって、リスクのシェアリングを図る。
- ⑤ 企業が保有する「持合い株」を基金に拠出して、積立不足を解消させる。これによって、積立不足と持合い株式の解消という、わが国企業に当面する2つの課題の解決を図ることができる。この場合、持合い株式を信託に委託して、受益権は基金に委ね、一方議決権をこれまで通り母体企業が保有する形態をとる（あるいは、子会社株式はど

うか、あるいは土地抛出はどうか)。

- ⑥ 年金資産運用のポートフォリオが年金債務に連動させる方式－年金ALM－に組み替えられる。

もちろん、こうした動向が直接的に「退職給付に係る会計基準」の発表に由来するものであるかどうかについては、別個、実証を要する問題である。しかし、ここではそうした展開を可能にする考え方が、今回発表された「退職給付に係る会計基準」の枠組みのなかに明確に組み込まれていることを指摘したい。

Ⅱ 退職給付の会計基準の枠組み －年金資産運用へのインパクト－

上記で述べたように、わが国の「退職給付に係る会計基準」が従来の年金制度や運用のあり方を組み替える契機となるのは、会計基準自体が会社財務に大きな影響をおよぼす新たな概念、新たな年金債務と年金コスト、そして新たなディスクロージャーを体系化しているからである。それはつぎの点にみられる。

- ① これまで会計でも財務でも明確にされていなかった年金債務－わが国では退職給付債務－の概念が、労働の提供の見返りとしての予測給付債務として明らかにされた。
- ② 年金債務は、基本的には毎期の「安全性の高い長期の債券の利回り」－具体的には、複数の格付機関によりダブルA格以上を得ている社債－によって評価されるから、債務はボラティリティに富むものとして捉えられ、一種の評価損益は一定の手続きによって企業業績に反映される。
- ③ 年金コストを構成する主要な要素－勤務費用、利息費用、数理計算上の差異、そして年金資産の期待運用利回り（ただし、この項目はコストの控除項目）－は、財務上

のコストであるから、年金基金は米国と同様にプロフィット・センターとして位置づけられる。

- ④ ディスクロージャーの構成は、毎期末の公正価値として年金資産と一種の「時価」である年金債務－退職給付債務－の変動が主要なディスクロージャーとされて、オフバランス項目をふくめた情報の質が問題となっている。

上記の①については、つぎのように言うことができるであろう。従来の年金の会計は、年金財政上、算定された抛出资额がそのまま会計上の費用として計上されていた。また抛出された年金資産が一定の利回り－予定利率－で運用され、給付時に給付額に対応する資産が保有されるという仕組みになっていた。予定利率に見合う年金資産運用利回りが達成できなかった場合には、積立不足として不足額を一定期間にわたって補填しなければならない。

もう一つの退職給付である退職一時金の会計については、税法上の規定に制約されて、いわゆる期末要支給額基準とよばれる方式にしたがってきた。すなわち、期末要支給額とは現従業員が現在、退職したとしたら受け取るであろう自己都合退職一時金の金額を指しており、税法基準はその40%が計上の限度額とされてきた（ただし、1998年度から5%ずつ引下げて、2002年には20%になる）。

新しい「退職給付に係る会計基準」は、こうした仕組みとは大きく異なっている。それはつぎの2点である。

第1に、年金や退職一時金という退職給付の債務と年金資産の運用とはまったく別のものとして捉えられ、それぞれ別個の考え方にしたがって評価されなければならない。したがって、両者は、年金のように資産を外部に抛出して運用を委託するのか、あるいは退職一時金のように

企業内部で使用されるのかという違いがあるとしても、当該企業の退職給付債務であるという点では同質の性格を有している。したがって、両者は包括的に会計処理されなければならない。

第2に、年金資産と退職給付債務とは別個のものとして捉えるとしても、それらの評価はともに公正価値（fair value）によらなければならない。もっとも、わが国の会計基準では、国際会計基準と違って、退職給付債務は公正価値によらなければならないとは何も述べていない。しかし、前記の②で触れているように、貸借対照表日の「安全性の高い長期の債券の利回り」で予想退職時の給付額を割り引いた金額を退職給付債務としている点は、国際会計基準と同じように一時点の債務の時価評価を表わしているとみなすことができるであろう⁽¹⁾。

また、割引率の変更にともなう退職給付債務の評価損益—これは「数理計算上の差異」とよばれる—は、実務上は翌年度から一定の年数にわたって償却される（発生額を発生年度に全額を償却することもできるが、企業は退職給付費用の変動性をできるだけ回避するという目的から、この方法を採用しないであろう）。

こうした退職給付債務の会計処理は、つぎのように年金資産と退職給付債務に相互に作用しあうであろう。かりに年金資産の株式の運用利回りが高まり、それに対応して債券の利回りが低下すれば、割引率が低下して退職給付債務は増加する。年金資産の運用収益は上昇するのに対して、退職給付債務側にはおそらく少くない評価損が発生する。これがつぎには、③の年金費用—わが国では「退職給付費用」という—のとらえ方に影響する。

わが国の新会計基準における退職給付費用の計算方法も大きく変更された。退職給付費用は、国際会計基準や米国基準とまったく同様の構成によって計算される。すなわち、一期間の勤務

によって発生した将来の給付の増加額—正しくは、その現時点の現在価値—が、勤務費用として決定される⁽²⁾。一方、期首の退職給付債務が一期間経過したことによって生ずる貨幣の時間価値を表わしている利息費用もまた、退職給付費用である。それに対して、年金資産の一期間の運用利回りは、上記の発生した退職給付費用の増加分から控除される⁽³⁾。

ところで、退職給付会計は、退職率、昇給率、死亡率のような基礎率をはじめ、もう一つの基礎率である割引率にもとづいた、予測計算である。したがって、これらの基礎率の予測と実際との差異、および予測の変更によって、退職給付債務が増減するのが通常である。これらは、数理計算上の差異という。これもまた、退職給付費用に加減される（ただし、一定期間内にわたって繰り延べて償却することが可能である）。

また、退職給付制度自体を改訂して給付水準を上げたり、下げたりすれば、それに応じて将来の退職給付債務もまた増減する。この債務の増減を過去勤務債務という。これもまた、退職給付費用に加減される（この過去勤務債務も、繰り延べて償却することができる）。

このように退職給付費用といってもさまざまな性格からなる要素を加減した純額であるので、退職給付費用をどのようなものとして見るか、という点も重要な問題である。

この点に関連して、ここではつぎの点のみを指摘しておこう。すなわち、上記の退職給付費用の構成要素のうち、利息費用、年金資産の運用利回り、割引率はすべて市場の利回りの変動のリスクをまねがれないものである。また、退職給付債務の計算にあたって組み込まれる予想退職時までの昇給率も、将来の経済的な変動にともなうリスクにかかわっている。

予測と実績との差異と割引率の変更によって生ずる数理計算上の差異に関しても、割引率の

変更にとまなう差異は市場の利子率の変動の結果であり、年金資産の期待運用収益率と実際運用収益率との差異はいうまでもなく市場のリスクによる。利息費用についても、退職給付債務の割引計算に使用された割引率によって、一期間の経過利息費用が算出されるので、これもまた市場利子率の影響をうけている。

かくして、退職給付費用の基本的な性格は市場利子率の影響を大きくうけている項目が、主要なものである。それゆえ、年金基金は、当該企業にとって金融商品を対象としている独立した機関であるといってもまったくの誤りでないであろう。金融資産と金融負債をどのように管理して剰余を生むか－不足をもたらさないか－が、年金基金の重要な課題となるような仕組みを、今回の「退職給付に係る会計基準」は基礎としている。

「退職給付に係る会計基準」が年金資産運用におよぼすインパクトのなかで、忘れてならないもう一つの問題が退職給付信託である。これは、企業が保有している持合い株式を時価で退職給付の積立不足に補填できるというスキームである。このスキームは、統一論題の「制度改革と会社財務の動向」という点にてらしても、考慮しなければならない問題を提起している。

退職給付信託においては、企業が保有する持合い株式の議決権を保持したまま、信託株式からの配当などの収益は退職給付にあてられる。したがって、企業と当該株式の発行企業との持合い関係は従来どおり維持される。また、拠出された株式の他に当該企業がなお同一の株式を保有し、それが連結の範囲にあるならば、それは連結対象となる（その場合、信託部分は少数株主持分とされる）。

さらに、拠出された株式は時価で評価されるのであるから、退職給付信託時に簿価と時価との差額が拠出した企業の売却益－正式には「退

職給付信託設定損益」－として計上される。この売却益は、当該企業の積立不足部分の償却額－費用－を補填することになるから、それだけ業績にプラスに作用する。

このように、退職給付信託の会計問題は、現在、わが国企業経営の一つの特徴であった持合い関係のあり方に少なからぬ影響をおよぼしている。また、持合い株式が積立不足を補填されるといっても、従来のように現金拠出と違って、年金資産運用のあり方を変えることには間違いないであろう。退職給付信託が年金資産に占める割合によっては、年金資産運用のリスクを高めることになるであろう。この意味においても、退職給付信託の会計処理は重要である。

Ⅲ 制度改革への会計基準の2つの影響

上記で簡単に述べたように、今回の「退職給付に係る会計基準」は、わが国企業の会計だけでなく、退職給付制度それ自体にもさまざまな影響をあたえている。それは、新会計基準がわが国の退職給付制度を新たな視角にたって位置づけているからである。企業が負っている退職給付の債務を保有している年金資産とは別個の問題として捉えて、債務の現在時点の価値－現在価値－が測定されなければならないと規定されている。言ってみれば、従業員の提供した労働の対価である退職一時金や年金を現在の報酬としてみなして、現在の報酬である給与と同一の次元で測定される。それは、よく言われるように退職給付をトータル・コンペンセーションのなかに位置づけている。

そのことは、年金資産の運用のあり方にも大きく影響するであろう。年金資産の運用は将来の退職給付債務の性格に合わせて運用されるという当たり前のことを、あらためて「退職給付に係る会計基準」は明らかにしている。年金資

産の運用収益が良好であればあるほど、退職給付費用は少なくなり、企業業績にプラスに作用する。そうした退職給付費用の仕組みが、わが国の「退職給付に係る会計基準」で明確となった。

米国の年金会計基準はわが国の「退職給付に係る会計基準」とほぼ同一の枠組みから成り立っているが、現在、米国企業のうち少なくない企業が年金費用でなく反対の年金利益 (pension income) を計上している。なぜなら、費用をはるかに超過するほど、年金資産の運用収益を獲得しているからである。たとえば、IBMの1999年の年金利益は6億3,800万ドルで、前年の年金利益4億5,400万ドルをはるかに超えている⁽⁴⁾。年金資産が35億ドルほどであるから、20%近い運用収益となっており、98年の99年予測運用収益額3億4,000万ドルを大幅に超えている。

わが国企業が、積立不足から一挙に年金利益を取得できるほどの運用状況になると当面は予測できないとしても、「退職給付に係る会計基準」はそうした米国型の運用を加速させる効果をもっている。この点でも、わが国の会計基準の制度改革は大きな意義をもっている。

本稿で述べたように、今回の「退職給付に係る会計基準」は退職給付制度を企業の財務諸表

のなかに明確に写して、企業経営の透明性を高める役割をになって策定された。それがまた、わが国の企業経営にとってあいまいのままであった退職給付制度の改革をうながす大きな要因にもなっている。なぜなら、新会計基準が退職給付制度のとらえ方の枠組みを明確にしたからであり、そのことがまた年金資産の運用のあり方を組みかえる契機にもなっている。かくして、「退職給付に係る会計基準」という会計制度改革が、会社財務の新しい動向の一側面にかかわっていることが一段と明確になっている。

《注》

- (1) この詳細については、つぎを参照。拙著『年金の会计学』新世社、2000年、第4章。
- (2) 退職給付費用の内容、および国際会計基準や米国基準との比較については、つぎを参照。前掲書、第5章。
- (3) 年金資産の運用利回りは実際でなく、あらかじめ設定された期待運用収益率によって算出された利回りによって控除される。この期待と実際運用利回りとの差額は、後述するように「数理計算上の差異」とされ、一定期間にわたって償却される。
- (4) 以下はつぎを参照。Pensions & Investments, May 1, 2000.